

全国憲法研究会編

『憲法問題29』

三省堂 2018年

六面体としての憲法9条

——憲法平和主義と世界秩序の70年

君島 東彦 (立命館大学)

はじめに

1 憲法平和主義のグローバルな立体的構造的把握

本稿の課題は、憲法平和主義の70年の軌跡をトータルに検証することである。憲法平和主義をめぐる憲法動態は、国際関係・世界秩序の変動を動因とすることが多いから、本稿は国際関係・世界秩序の変動にとりわけ注意を払う。また、「平和主義」という日本語はきわめてルーズに使用されており、この概念 (concepts, conceptions) の明晰化は必須である。いずれにしても、憲法平和主義の軌跡、概念を明晰にとらえるためには、憲法学から越境して、平和研究、国際関係学の考察を参照することが必要となる。本稿は、日本国憲法の平和主義のグローバルな立体的構造的把握をめざしている。まだ論証・実証の不十分な作業仮説、ラフなスケッチでしかないが、読者のご批判を乞う次第である。

2 六面体というとらえ方

日本国憲法の平和主義をとらえるときのポイントは、その矛盾、多義性、多面性、可能性をトータルに、かつ明確に腑分けしてとらえることである。憲法9条は違った人々に違ったものとして映る。この複雑さを明確に腑分けするために、本稿は「六面体としての憲法9条」というとらえ方を提示する (図参照)。これは、かつて長谷川正安が提起した「2つの法体系」論、武藤一羊の「戦後日本国家の3つの正統化原理」という考え方、あるいは酒井直樹がいう「日本国憲法の二枚舌・三枚舌性」の認識等の示唆を受けつつ、それらを修正・補強するものとして提示する憲法9条の「解剖図」である。本稿は、ワシントン／サンフランシスコ、大日本帝国、日本の民衆、沖縄、東アジア、世界の民衆という6つの視点から9条を見て、それらの総体として9条をとらえる。このようにして初めて、9条の全体像をとらえることができると考える。ただし、6つの視点はいわば分析のための理

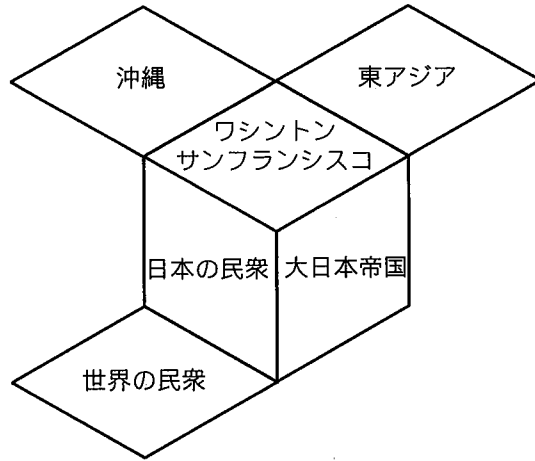


図 六面体としての憲法9条

念型であり、現実には相互に絡み合っていて判然と切り分けられるものではないともいえよう。

I ワシントン、サンフランシスコから9条を見る

1 枢軸国の占領改革・非軍事化

戦後世界秩序はやはりパックス・アメリカーナ——米国を覇権国とする世界秩序——として見る事ができるであろう。このパックス・アメリカーナの価値的基礎は第2次世界大戦の前後に主として米英によって定礎されている。すなわち、ルーズヴェルト米大統領のいう「4つの自由」(1941年1月)、ルーズヴェルト米大統領とチャーチル英首相によって調印された大西洋憲章(1941年8月)等が、米国参戦以前に、戦後世界秩序の方向性を示している。この方向性は、戦後の国連憲章(1945年6月)、世界人権宣言(1948年12月)につながっていく。

憲法9条を見るうえで重要なのは、大西洋憲章第8項である。そこには、「広汎かつ恒久的な一般的安全保障制度が確立されるまでは、侵略の脅威を与える諸国が陸、海、空の軍備の使用を続けるかぎり、将来の平和は実現不可能であるので、それらの諸国の武装解除は必要不可欠である」という文章が含まれている。ここで「侵略の脅威を与える諸国」は枢軸国を指している。これが憲法9条2項の1つの起源といえよう。

9条2項は、連合国による枢軸国の武装解除である。アジア太平洋戦争

という侵略的な武力行使をした日本の武力を全面的に否定するというものである。その意味では、憲法9条には懲罰的意味が含まれているといえる。1945-46年の時点で、世界平和の課題は枢軸国の非軍事化・民主化であり、これは連合国による枢軸国の占領改革等によって追求された。占領改革の中で、憲法改革は不可避であり、日独伊のいずれにおいても、非軍事化条項＝平和条項——日本の9条、イタリアの11条、西ドイツの26条——を含む新憲法が制定された。9条の起源は、連合国軍総司令部による憲法改革の基本方針というべきマッカーサー・ノート第2項であるが、これがどこから来たかについては研究者の間で見解の相違があり、この問題はまだ決着が着いていない。

2 「サンフランシスコの平和」＝西側同盟への組み込み

1947-48年の時期に、冷戦の開始＝連合国の分裂・対立によって、連合国と枢軸国の関係は変わった。パックス・アメリカーナの中で、枢軸国の位置づけが変わったのである。朝鮮戦争の只中、1951年9月にサンフランシスコで調印された連合国——ソ連、中国等は含まれていない——と日本との平和条約および日米安全保障条約がその後の基本的な枠組みをつくった。武装解除された日本の安全は国連によるという想定が変わり、日本の安全は日米安全保障条約＝米軍の日本駐留によることになり、またソ連と対決する西側同盟を補完するために日本再軍備が追求された。

他方で、枢軸国を占領統治するために駐留した米軍は、枢軸国の占領統治終了後も——イタリアから一時撤退した時期があるが——基本的にはそのまま駐留を続けた。それゆえ、日本、ドイツ、イタリアには多くの米軍基地が存在し続けている。枢軸国に駐留する米軍は、旧敵国を封じ込め、さらにソ連を封じ込める「二重の封じ込め」の役割を果たしたといわれる。駐留米軍の9条適合性は、砂川事件最高裁判決等で支えられてきた。

米国は憲法9条改正による日本再軍備を追求したが、日本国民の抵抗ゆえにそれは実現せず、9条改正なしの——憲法9条解釈変更による——日本再軍備が進行した。日本の保守政治家も、米国からの軍事的役割分担要求に対抗する武器として、憲法9条を活用していた。

3 冷戦後の憲法平和主義——パックス・アメリカーナ黄昏期の日本

米ソ冷戦の文脈の中で、相対的に安定的に運用されていた日米安保体制は、冷戦後、激しく変化し続けている。冷戦後、グローバル・ガバナンス

において日本の経済力に見合った国際貢献・役割分担を求める声が高まり、もともと海外派遣を想定していない自衛隊を海外に派遣する決断がなされた（国連PKO、後方地域支援等）。

2000年から、ワシントンDCのシンクタンクの報告書が自衛隊の集団的自衛権行使解禁を含む政策提言を出し続けており、それが日本の安全保障政策に影響を与えてきた。2012年8月に発表されたアーミテージ・ナイ報告書は「集団的自衛権行使については解釈改憲がよい、明文改憲は求めない」と述べていた。集団的自衛権の限定的行使容認を含めて、自衛隊の活動範囲を拡大した2015年の安保法成立は、ワシントンDCの意向に沿っているであろう。少し前からボックス・アメリカーナは衰退期・黄昏期に入っているが、トランプ政権は国際協調主義、多国間主義を軽視することで、衰退を加速させる可能性がある。

これに関連して、安倍政権の「国際協調主義に基づく積極的平和主義」に触れておきたい。安倍政権は2013年12月17日に閣議決定した国家安全保障戦略において「国際協調主義に基づく積極的平和主義」を日本の安全保障の基本理念として打ち出している。この「積極的平和主義」の理念は、日本国憲法の平和主義から導き出されたのではなく、冷戦後、湾岸戦争後の自民党および外務省の議論に由来することに留意すべきである。これはボックス・アメリカーナ黄昏期に、米国の力の不足を自衛隊の更なる活用によって補完しようとするもので、むしろ憲法9条改正を準備する方向性を持っているのである。

II 大日本帝国から9条を見る

1 ボックス・アメリカーナにおける天皇制と9条

戦後日本の保守政治家は、大日本帝国の価値観を密かに温存しつつ、ボックス・アメリカーナに組み込まれた。昭和天皇もボックス・アメリカーナに組み込まれることで、生き延びた。彼らにとっては、日本軍/日本軍国主義を解体する9条は「天皇制と彼らの政府」をまもるための「避雷針」として理解されたであろう。天皇制ではなくて日本軍が犠牲となったのである。マッカーサー・ノートの第1項（天皇制の存続）と第2項（戦争および戦力の放棄）は密接に結びついている。1946年2月、日本国憲法の草案、いわゆるマッカーサー草案を提示された幣原内閣が、はじめは抵抗しつつも、最終的にそれを受け入れたのは「皇室のご安泰」のためである。むしろ昭和天皇自身の方が、いわゆる松本案の保守性・不十分さを認識し

ており、マッカーサー草案を評価していた。

たしかに天皇制の護持と9条は関係があるのであるが、米国政府はかなり早い段階で戦後の天皇制の存続を判断していたとする解釈がある。加藤哲郎によれば、1942年6月の米国陸軍省の文書がすでに「天皇を軍部から切り離し、平和の象徴として利用する」という戦略を提案している。早くもこの時期から戦後日本の象徴天皇制を構想していたグループが米国政府内にいた可能性がある。また、ハーバード大学の少壮学者であったエドウィン・ライシャワーが1942年9月に陸軍省に内密に送った「対日政策に関する覚書」は、「戦争終結の後の思想戦のために、天皇を貴重な同盟者あるいは傀儡として使用可能な状態に温存する」ことの重要性を訴えている。戦争終結後に天皇を同盟者あるいは傀儡として使うためには、戦争責任が天皇に及ぶことを回避しなければならないであろう。それはまさにマッカーサーが行なったことであった。

2 戦後日本の「ポストコロニアル状況」

日本国憲法は「ポストウォー（戦後）」の憲法であると同時に「ポストコロニアル（植民地以後）」の憲法である。しかし、日本国憲法のポストウォーの憲法としての性格が強く自覚されてきたのと同様に、日本国憲法のポストコロニアル性はあまり意識されてこなかった。大日本帝国は、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言等で、敗戦に付随して他律的に脱植民地化したゆえに、戦後日本において植民地主義の克服は弱い。連合国が日本の戦争犯罪を裁いた東京裁判においても、戦争責任は問われたが、植民地責任は問われていない。サンフランシスコ平和条約においても、植民地責任の追及は微弱である。

戦後日本における植民地主義の残存＝ポストコロニアル状況をもっとも端的に示しているのは、在日コリアンの地位と彼らの権利保障の不十分さであろう。彼らは1952年、サンフランシスコ平和条約の発効にともなう日本政府の通達によって、日本国籍を剥奪された。彼らはいまでも日本国籍（citizenship）、選挙権を持っていない。彼らは「国民主権」から排除されている。これも大日本帝国の脱植民地化の不十分さを示していよう。

3 「帝国意識」の現段階

戦後日本のポストコロニアル状況については、酒井直樹の分析が鋭い。酒井によれば、敗戦後日本は、ボックス・アメリカーナに組み込まれて、

米国の世界支配の「下請けの帝国」となった。戦後日本は米国との関係においては従属的な地位にあるが、旧植民地（朝鮮半島等）への優越感・差別意識を保持し続けて、帝国意識を残存させてきた。

しかしながら、ボックス・アメリカーナの衰退期・黄昏期を迎え、東アジアのパワーシフト（日中の国力の逆転、他のアジア諸国の台頭）が起きているいま、帝国意識と現実とのズレは顕著になっており、この帝国意識は「ひきこもり」（現実逃避の自己賛美）と「排外主義」（ヘイトスピーチ）に向かっている。そして、この残存する帝国意識が、現在の嫌韓感情、北朝鮮脅威論、中国脅威論に接続しており、「安全保障環境の変化」を理由とする現在の日本の軍事化、9条改憲論を支えているといえる。

Ⅲ 日本の民衆から9条を見る

1 軍国主義からの解放としての9条

日本国憲法9条は、軍国主義から日本の民衆を解放した。韓国の民主化運動が軍事独裁政権を倒した事例とは異なり、日本の民衆運動が軍国主義を倒したのではなく、帝国陸海軍の軍事的敗北によって民衆が軍国主義から解放されたのである。憲法9条につながる反戦・軍縮・平和の思想と実践は、戦前の日本にあったけれども、その思想と実践が直接に9条を成立させたというよりも、敗戦が9条を成立させたというべきである。

2 日本の民衆・憲法研究者による9条の内面化

しかし、日本の民衆は、憲法9条改正への反対、駐留米軍および自衛隊の9条適合性を争う憲法訴訟等のプラクティスによって、憲法9条を主体的につかみ取り、自らのものとして内面化していった。戦後日本の憲法研究者は、1791年フランス憲法以来の憲法平和条項の歴史、カント平和論、1920年代米国の「戦争非合法化」論、1928年パリ不戦条約（ケロッグ・ブリアン条約）、戦争違法化の潮流、そして近代日本の平和思想・平和運動の歴史の中に憲法9条を位置づけた。そして、9条をめぐる数多くの憲法訴訟を理論的に支えた。彼らはまた、日本国憲法前文の平和的生存権の考え方に注目し、世界に先駆けて「人権としての平和」を打ち出した。

このような9条と前文の理解は、日本国憲法が制定されたときにすでに自覚されていたわけではなく、戦後日本の民衆、憲法研究者が徐々に獲得したものである。これら70年にわたる日本の民衆と憲法研究者のプラクティスこそが最も重要である。戦後日本の民衆、憲法研究者によってつか

み取られた憲法9条は、もはや連合国による枢軸国の武装解除の規定あるいは天皇制を護持するための避雷針ではなくて、武力によらずに平和をつくることをめざす規定としてつくり直されている。小熊英二の言葉を借りるならば、「戦後日本において……原著者の意図をこえた読みを施されていたテキストの代表例は、日本国憲法であった。アメリカから与えられた憲法が、アメリカの冷戦戦略に対抗し、日本のナショナリズムを表現するための媒体となっていったのである」。小熊は、「九条ナショナリズム」という言い方をしている。

3 平和問題が憲法問題となった——そのプラスとマイナス

戦後日本の平和運動・平和研究・平和教育は、9条という憲法規範を持ったことの圧倒的な影響を受けた。9条という憲法規範は、附随的違憲審査制と相まって、民衆のイニシアティブで日本の軍事化を批判する最大の拠り所となった。9条があるゆえに、戦後日本においては、平和問題は憲法問題となったし、平和運動も憲法訴訟や護憲運動のかたちをとることが多かった。しかし、これにはマイナス面もある。戦後日本では、平和問題がもつばら憲法論（解釈論、改正論、擁護論）になってしまい、日米安保体制にとって代わる平和・安全保障の構想や政策を打ち出して、民衆がそれを実現していくことが不十分であった。また、世界各地の紛争や人道的危機に対する日本の国際平和協力も、自衛隊を派遣すべきか／派遣すべきでないかという議論に傾斜していき、自衛隊を派遣しなければそれだけで平和に近づくかのような錯覚が生じた。戦争を克服し、平和をつくるわれわれの課題にとって、憲法規範はもちろん重要であるが、戦争克服・平和創造のアジェンダは憲法規範を超える広大な領域に及ぶのである。憲法9条は「包括的な平和政策パッケージのコア」というべきものであり、「包括的な平和政策パッケージ」が提示される必要があるのである。

Ⅳ 沖縄から9条を見る

1 9条、天皇制、駐沖米軍の相互関係

マッカーサーにとって、憲法9条と沖縄の米軍基地はセットであった。憲法施行1か月後の1947年6月、マッカーサーは「沖縄に米国の空軍を置くことは日本にとって重大な意義があり、明らかに日本の安全に対する保障となる」と述べている。沖縄の米軍基地の存在ゆえに憲法9条が可能になったという面がある。また、昭和天皇は、1947年9月、宮内庁御

用掛、寺崎英成を通じて、連合国軍最高司令官政治顧問であるウィリアム・J・シーボルトに、日本をまもるために米軍の沖縄長期占領を望むという、いわゆる「沖縄メッセージ」を伝えた。このような事情をみると、天皇制、9条、沖縄の駐留米軍は相互に結びついている。

2 平和を希求し続ける沖縄——憲法から国際人権法へ？

沖縄は1945年3月末から米軍の統治下に入り、1946年11月3日公布・1947年5月3日施行の日本国憲法は適用されなかった。また、1952年4月28日に発効したサンフランシスコ平和条約第3条によって沖縄は本土から切り離されて、米軍による統治が続いた。日本国憲法9条が適用されなかった沖縄には、しかし、非戦論の平和思想の伝統があり、また阿波根昌鴻に代表される非暴力の抵抗運動の経験があった。

暴力的な米軍の占領統治に悩まされた沖縄の人々は「平和憲法への復帰」を希求した。しかし本土復帰後、日本国憲法が適用されたあとも、さらには冷戦後においてもなお、沖縄の米軍基地は減らなかった。1995年9月、米兵による少女強姦事件を契機として、沖縄県民の反基地感情の高まりの中、大田昌秀知事は米軍用地強制使用のための代理署名を拒否した。これが、沖縄県知事と日本政府との間の一大行政訴訟、職務執行命令訴訟になっていった。この訴訟において、大田知事は、沖縄に米軍基地が不平等に、過度に集中していることに伴う沖縄県民の財産権・平和的生存権侵害を訴えたが、最終的に最高裁も、米軍基地のための土地の強制使用は合憲と判断した。この訴訟は沖縄の人々に「日本国憲法の平和主義は沖縄に平和をもたらさない」というメッセージを送ったであろう。

この訴訟のあと、沖縄の人々は日本国憲法よりも国際人権法、国際人権機関を通じて、米軍基地／日米安保体制がもたらす人権侵害、自決権の侵害を克服する方向性を追求しているように思われる。また、米軍基地県外移設論や琉球独立論のような日本国憲法の平和主義とは異なる平和の希求のかたちも存在している。

V 東アジアから9条を見る

1 東アジアの人々の安全保障の規定としての9条

日本国憲法9条は日本の安全保障の規定ではなかった。9条は「日本軍国主義の脅威に対する安全保障」の規定であり、連合国の安全保障の規定、大日本帝国の侵略戦争によって被害を受けた東アジアの民衆の安全保障の

規定であった。日本の安全保障は国連によるというのが日本国憲法の原意である。しかし、冷戦ゆえに国連による安全保障が期待できなくなった時点から、日本の非武装ではなくて再軍備が求められ、「9条は、自衛のための必要最小限度の実力の保持、自衛のための武力行使を禁ずるものではない」という憲法解釈が生まれた。この時点から、9条は日本の安全保障の規定に変容したといえよう。そして、前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」という日本国憲法の本来の安全保障観は後景にしりぞいていった。

対アジアの侵略戦争とのかかわりで、日本国憲法9条を最も早い時期に最も深いところでとらえたのは日高六郎である。日高は、1946年3月7日に新聞紙上で発表された「憲法改正草案要綱」を読んだときのことを振り返って、次のように書いている。

「……私は、アジア全域の戦禍と虐殺を経験した民衆が、どのように日本国憲法を読み、第九条を理解するであろうかを考えた。彼らにとっては、第九条は、日本が再度、残虐な武力行使、独善的な政治行動、人権侵害の差別行為をしないことの国際的な保障でなければならなかったはずである。……第九条に懲罰的意味がふくめられていることは、彼らにとっては当然のことであった。……私たちにとって不可欠なのみは、十五年戦争を思い出し、記憶にきざみつけること。歴史として残すこと。反省の感情と人間としての倫理感を結びつけること。そのことができないで、『第九条』の世界的先駆性を語るのには、恥ずかしい……。」

2 「ドーナツ型の代替軍国主義」という見方

冷戦期、自衛隊は存在したが、憲法9条は維持された。憲法9条が維持されたのは、日本国内の政治（護憲野党の存在、保守政治家の9条利用）、平和運動、憲法研究者の努力等々のさまざまな要因によるであろうが、東アジア国際関係の構造も無視できない。韓国の研究者、権赫泰は、冷戦期に韓国、台湾、沖縄等が軍事的対峙の最前線の役割を果たしたからこそ、日本本土は軽武装で済み、9条を維持できたのだという「構造的連関」を重視する。

この「構造的連関」については、すでに坂本義和の鋭い分析があった。冷戦期、日本本土の相対的軽武装と周辺諸国の軍事化はセットであり、軍事化された周辺諸国を日本の経済援助が支えるという、「いわばドーナツ型の代替軍国主義の構造」があったと坂本は指摘していた。「戦後日本

の平和」を、東アジア国際関係の中で凝視するこれらの指摘は重要である。

3 東アジアにおける共通の安全保障

日本国憲法の安全保障構想は、先述したように前文に示されており、それは共通の安全保障あるいは安全保障共同体をめざす方向性といえる。われわれにとっては、どんなに困難で時間がかかろうとも、東アジアの共通の安全保障の枠組みをめざす以外の道はないであろう。政府間関係が停滞している場合、市民社会/NGOのイニシアティブが重要である。その一例として、東北アジア全域からNGOの代表が集まるプロジェクト、「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」(Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict, GPPAC)の挑戦を挙げておきたい。ほぼ毎年開催されるGPPACの会議において、日本国憲法9条の意義がたえず確認されている。この地域にトランスナショナルな市民社会をつくる努力が共通の安全保障につながっていくであろう。

VI 世界の民衆から9条を見る

1 <地球市民社会/NGO>と<平和のための法規範>の相互影響

日本国憲法9条1項の1つの起源としてパリ不戦条約(ケロッグ・ブリアン条約、1928年)があるということはしばしば指摘される。ここで見落とすべきでないのは、ケロッグ・ブリアン条約を成立させた原動力の1つとして1920年代米国の「戦争非合法化」運動という平和運動があったということである。他方で、1999年5月にオランダ・ハーグで開催されたハーグ平和アピール市民社会会議以来、世界の平和運動/平和NGOが9条を引用することが多くなった。このつながりは興味深い。つまり、米国の「戦争非合法化」運動→ケロッグ・ブリアン条約→憲法9条1項→ハーグ平和アピールというつながりが見られるのである。ここには、<地球市民社会/NGO>と<平和のための法規範>との相互影響関係がある。

2 次の世界秩序を準備する9条

先述したように、憲法9条がいわゆるマッカーサー・ノート第2項に由来することはよく知られている。ここでは、マッカーサー・ノート第2項の“war as a sovereign right of the nation”という表現に着目したい。この言葉はそのまま9条1項に受け継がれ、“The Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation”となった。日本国民は、

“war as a sovereign right of the nation,”「国家の主権的権利としての戦争」を放棄したのである。つまり、9条とは「軍事的主権の自己制約」ということである。ここから2つの方向性が出てくる。

主権国家にとって武力による自衛権行使は正当化条件をみだすかぎり選択肢の1つである。9条による制約は「苛酷」なものであるから、9条を改正して「普通の国」になりたいという欲求が出てくるのは不思議ではない。9条を改正して、軍隊と交戦権を回復すると、昔の主権国家にもどる。

それに対して、軍事的主権を自己制約している半主権国家の状態を前向きにとらえて、武力に依存しないNGOとともに、近代主権国家システムの次の世界秩序——国家の軍事力がより規制され、国際協調主義がより進展する世界秩序——を追求する方向性がある。この点で、9条と世界のNGOとの「同盟・共闘関係」が成立する。

70年間の9条の歴史、われわれの経験は、人類史の過渡期の特徴・経験を示すものであったであろう。近代主権国家システムと次の世界秩序——それはまだ曖昧である——との間で、どちらに行くのか——主権国家にもどるのか、次の世界をめざすのか——過渡的・両義的な時代経験であった。主権国家システムの次の世界へ行こうとしているのは世界のNGOであり、9条の方向性と共鳴するのである。そのような意味で、日本国憲法9条は世界の民衆とともにあるといえる。日本国憲法9条は日本の最高法規であるが、9条の思想は人類のものである。

おわりに

1 平和主義概念の明晰化

日本国憲法の平和主義という言葉はこれまで自覚的な定義づけなしに使われてきた。それが何を意味するのか、明晰化しておく必要がある。まず戦争と平和に関する思想の類型論を参照することから始めるが、これについては英国の政治学者、マーティン・キーデル(Martin Ceadel)の類型論がもっとも精緻で、参考になる。

キーデルは、もっとも戦争肯定の立場からもうとも戦争否定の立場にいたるスペクトラムに、軍国主義(militarism)、介入主義(crusading)、防衛主義(defencism)、漸進的平和主義(pacifism)、絶対平和主義(pacifism)の5つの立場を位置づける。ここでは、2つの平和主義の峻別に焦点を当てたい。

キーデルの類型論のポイント・価値の1つは、絶対平和主義(pacifism)

と漸進的平和主義 (pacifism) を区別して析出したことであろう。絶対平和主義はいまだちに一切の軍事力の保持と行使を認めない立場である。漸進的平和主義は、長期的な目標として戦争と軍事力の廃絶をあきらめないが、暫定的には防衛のための軍事力の保持と行使を容認する立場である。歴史的にみて平和主義というと、これらの両方の潮流、考え方が未分離のまま、相互補完的に存在していて、絶対平和主義ではなくて漸進的平和主義の方が主流といえるのであるが、キーデル以前にはこのダイナミックスが自覚されていなかったといえる。本稿は pacifism に漸進的平和主義という日本語訳を当てる。なぜならば、pacifism は、長期的な視点に立って、制度改革、国際秩序の変革を重視して、漸進的に戦争の廃絶を実現しようとするからである。

2 ダイナミックなプロセスとしての憲法平和主義

戦後日本の平和主義の内容を精査してみると、絶対平和主義と漸進的平和主義の両方の立場が存在していたと思われる。日本国憲法9条の原意は、一切の軍事力の保持と行使を認めない、いわば絶対平和主義的な立場であったと思われるが、冷戦期に国連による安全保障が期待できず、自衛隊が存在するようになった時点から、漸進的平和主義の立場もあらわれた。内閣法制局の9条解釈は、憲法研究者や革新政党の自衛隊違憲論＝絶対平和主義との緊張関係の中で模索された「努力」の結果であった。戦後日本においては、絶対平和主義と漸進的平和主義の両方が相互補完的に共存していたというべきであろう。

絶対平和主義と違って、漸進的平和主義には、長期的視点という時間軸が導入されている。漸進的平和主義は、軍事力と戦争の克服をめざすわれわれの積極的な行動を必要とするダイナミックなプロセスであり、軍事力と戦争の廃絶を、国際秩序の変革を通じて接近していく目標として位置づけるところに特徴がある。

日本国憲法の平和主義が絶対平和主義に加えて漸進的平和主義の要素を持っているとすると、軍事力と戦争の廃絶を志向する国際秩序をつくっていくわれわれの行動が決定的に重要になる。また同時に、長期的な脱軍事化を志向する漸進的平和主義の立場からみると、われわれは9条の規範と自衛隊の現実との矛盾に耐え続けることが求められる。9条は、日本政府に対して、自衛隊の存在と行動の合憲性・正当性を説明する説明責任を課している。9条の規範と自衛隊の現実との矛盾がどれほど大きくなるとう

も、この説明責任を課する規定としての9条2項の意義が減ずることはないのである。

〈参考文献〉

- 阿部浩己 (2015) 「人権の国際的保障が変える沖縄」 島袋純・阿部浩己編『沖縄が問う日本の安全保障』岩波書店
 小熊英二 (2002) 『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社
 加藤哲郎 (2005) 『象徴天皇制の起源——アメリカの心理戦「日本計画」』平凡社新書
 若島東彦 (2017) 「六面体としての憲法9条・再論——70年の経験を人類史の中に位置づける」立命館平和研究18号1-12頁
 古関彰一 (2002) 『「平和国家」日本の再検討』岩波書店
 小松寛 (2015) 「戦後沖縄と平和憲法」 島袋純・阿部浩己編『沖縄が問う日本の安全保障』岩波書店
 権赫泰 (2016) 『平和なき「平和主義」——戦後日本の思想と運動』法政大学出版局
 酒井哲哉 (1991) 「九条＝安保体制」の終焉——戦後日本外交と政党政治』国際問題372号32-45頁
 酒井直樹 (2008) 『希望と憲法——日本国憲法の発話主体と応答』以文社
 酒井直樹 (2017) 『ひきこもりの国民主義』岩波書店
 坂本義和 (1990) 「世界における日本の役割」『地球時代の国際政治』岩波書店
 豊下楯彦 (2015) 『昭和天皇の戦後日本——〈憲法・安保体制〉にいたる道』岩波書店
 長谷川正安 (1960) 「安保闘争と憲法の諸問題」法律時報32巻11号(9月号)46-52頁
 日高六郎 (2010) 『私の憲法体験』筑摩書房
 武藤一羊 (2016) 『戦後レジームと憲法平和主義』れんが書房新社
 李京柱 (2017) 『アジアの中の日本国憲法——日韓関係と改憲論』勁草書房
 Ceadel, Martin (1987) *Thinking about Peace and War*, Oxford University Press
 Ceadel, Martin (2010) *Pacifism versus Pacificism*, in Nigel J. Young (ed.), *The Oxford International Encyclopedia of Peace Volume 3*, Oxford University Press, pp. 323-325
 Hathaway, Oona A. and Scott J. Shapiro (2017) *The Internationalists: How a Radical Plan to Outlaw War Remade the World*, Simon & Schuster

紙幅の制約のため、個々の引用注をつけることを割愛した。参考文献に挙げた拙稿で、一部を補っていただけると幸いである。読者諸賢のご海容をお願い申し上げる次第である。

(きみじま・あきひこ)